R5.10.23　福岡市タクシー協会

**「コロナ休車の特例措置」の取り扱い**

◇休車の復活期限の再延長について（令和５年９月末　全タク連情報）

臨時休車の**復活期限（令和６年３月３１日）**の再延長はしない。

◇会員事業者のみなさんへ（お願い）

1. 届出状況の確認

　　臨時休車の届出を行ってから、時間が経過しています。

現在の保有車両数等、（届出状況と一致しているか）確認してください。

２．計画的な車両計画

臨時休車の**復活期限は、令和６年３月３１日**です。

期限内に手続きが完了するように、**計画的**な**車両計画**をご検討ください。

1. お問い合わせ

　本件に関するお問い合わせは、市タクシー協会事務局（富原）まで。

＊ご注意ください＊

特措法により「一時抹消登録」した車両の復活（新規登録等）は、

ＵＤ車両等★１で行うこと。（H26.1.24 国自旅第410号）

★１ＵＤ車、EV車、燃料電池、および先進安全自動車（ふらつき注意

喚起装置等を搭載）に限る。